

# 令和6年度久留米市合同会社説明会事業 公募型プロポーザル実施要項

## 1. 目的

本要項は、「令和6年度久留米市合同会社説明会事業」に係る契約の相手方となる事業者の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定める。

## 2. 業務概要

- (1) 業務名 令和6年度久留米市合同会社説明会事業  
(2) 業務内容 令和6年度久留米市合同会社説明会事業実施に係る運営委託業務（詳細は「令和6年度久留米市合同会社説明会事業仕様書」のとおり）  
(3) 業務期間 契約締結日から令和7年2月28日（金）  
(4) 業務場所 久留米市他  
(5) 委託者 久留米市雇用・就労推進協議会（以下「協議会」）  
（事務局：久留米市商工観光労働部労政課）

## 3. 予算額

見積金額の上限は、1,803,637円（消費税及び地方消費税相当額を含まない）とする。

## 4. 実施形式

公募型

## 5. スケジュール

実施内容	実施期間または期日
募集要項の交付	令和6年4月10日（水）
質問書の提出期限	令和6年4月15日（月）
質問書に対する回答	令和6年4月17日（水）
参加申込書の提出締切	令和6年4月19日（金）
企画提案書の提出締切	令和6年5月10日（金）
資格審査の結果通知	令和6年5月13日（月）頃
プレゼンテーション	令和6年5月20日（月）
候補者選定の審議	令和6年5月20日（月）
審査結果通知の送付	令和6年5月24日（金）頃
契約締結	令和6年5月31日（金）頃

## 6. 参加資格

プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、企画提案書の提出締切時点で、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しない者であること。
- (2) 久留米市から指名停止措置を受けてないこと。
- (3) 国税（法人税又は所得税及び消費税をいう。）を完納していること。
- (4) 参加申込者の所在地の区分に応じ、次に定める地方税等を完納していること。

- ・ 久留米市内 県税、市税及び国民健康保険料（個人事業主に限る。）
  - ・ 久留米市以外の福岡県内 県税
- (5) 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと、又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (8) 福岡県内又は久留米市に隣接する市町村において有料職業紹介事業所を運営していること。

## 7. 実施要項等の交付

実施要項、仕様書等の資料の交付については、次のとおりとする。

### (1) 交付期間

令和6年4月10日（水）から4月19日（金）までの午前8時30分から午後5時15分まで。  
ただし、土日祝日を除く。

### (2) 交付場所

「17. 問い合わせ先」に同じ。（市ホームページでもダウンロード可）

## 8. 質疑・応答

### (1) 質問方法

本プロポーザルの実施要項及び仕様書等に関する質問については、質問書（様式第7号）を電子メールに添付して、「17. 問い合わせ先」あてに送信し、着信確認の電話連絡をすること。電話又は口頭による質問は受け付けない。また、質問期限以降の質問は、一切受け付けない。

### (2) 期限

令和6年4月15日（月） 午後5時15分まで（必着）

### (3) 回答方法

令和6年4月17日（水）までに、質問書（様式第7号）に記載したメールアドレスあてに電子メールで回答する。

## 9. 参加申込の手続き

### (1) 提出書類

本プロポーザルへの参加を希望する者は、実施要項、仕様書及び関係法令等の各規定を理解した上で、次の書類を提出すること。

#### ① 参加申込書等の提出書類

- ア 参加申込書（様式第1号） 1部
- イ 役員等調書及び照会承諾書（様式第2号） 1部
- ウ 参加資格に係る申立書（様式第3号） 1部
- エ 登記事項全部証明書（個人の場合、身分証明書） 1部
- オ 納税（滞納なし）証明書（下記参照） 1部

カ 有料職業紹介事業許可証（写） 1部

キ 委任状（様式第4号） 1部（支店等に参加手続き等の委任を行う場合）

※エ、オは参加申込期限から3ヶ月以内に発行されたものに限る。

[納税等証明書]

申請者区分に従って法人・個人別に○または△がついている証明を提出。

入札等権限を委任する場合、申請者区分は、受任者の営業所の所在地で考えること。

申請者区分			税区分		証明書 発行所	法人	個人
県外	県内	市内・準市内	税目				
○	○	○	国税等	法人税、所得税、消費税及び地方消費税	所轄税務署	国税に未納がない証明 (納税証明書その3の3)	国税に未納がない証明 (納税証明書その3の2)
—	○	○	福岡県税	法人事業税、個人事業税	福岡県税事務所	福岡県税に未納がない証明	福岡県税に未納がない証明
—	—	○	久留米市税	法人市民税、市県民税、固定資産税、軽自動車税	久留米市	久留米市税に滞納がない証明	久留米市税及び国民健康保険料に滞納がない証明
—	—	△	久留米市国民健康保険	国民健康保険	久留米市	不要	

(例1：市内・法人の場合、「国税等」「福岡県税」「久留米市税」の証明を提出)

(例2：県外の営業所で申請される法人の場合、「国税等」の証明を提出)

② 企画提案書等の提出書類

ア 価格提案書（様式第5号） 1部

イ 企画提案書（様式第6号） 7部（正本1部、副本6部）

具体的な提案内容を記載した任意の様式、「業務遂行体制（様式第6号の別紙1）」及び「業務実績調書（様式第6号の別紙2）」を添付すること。（「10. 企画提案書作成方法」を参照）

(2) 提出期間及び時間

① 参加申込書等の提出期限

令和6年4月19日（金） 午後5時15分まで（必着）

② 企画提案書等の提出期限

令和6年5月10日（金） 午後5時15分まで（必着）

### (3) 提出方法

電話にて「17. 問い合わせ先」に記載する担当窓口へ連絡の上、持参又は郵送にて提出すること。なお、郵送の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、(2)に記載する提出期限内に到着したものに限り受け付ける。郵便事故等については、市はその責めを負わない。

### (4) 提出先

「17. 問い合わせ先」に記載する担当窓口

## 10. 企画提案書作成方法

下記(1)及び(2)の内容を満たさない企画提案書は、候補者の選定に際し減点の対象とする。

### (1) 様式等の形式

- ア 表紙 「令和6年度久留米市合同会社説明会事業企画提案書」と記載。
- イ 様式 A4版縦型・長辺綴じ
- ウ 文字 フォントサイズ11ポイント・横書き
- エ 提出部数 7部（正本1部、副本6部）
- オ 制限枚数 表紙、様式第6号の別紙1及び様式第6号の別紙2を除き15ページ以内とする。

### (2) 構成とポイント

- ア 企画提案書は、下表に示す構成とすること。
- イ 提案のポイントに留意し、文章で簡潔に記載すること。
- ウ 文章を補完するためにイメージ図又は図面等を使用して差し支えない。ただし、制限枚数の範囲に収めること。
- エ 企画提案書については、必ず次の各項目の番号を明記し、ページ番号を付けること。
- オ 企画提案書中には企画提案者名が判別できる記載を行わないこと。

	構成	ポイント
1	事業目的・実施スケジュール	本事業の目的、実施スケジュール等を記載。
2	事業の周知・集客の工夫	参加求職者を集めるための広報活動について記載。（有料広告を活用する場合は、媒体ごとの広告に要する費用の額（税抜）を記載すること。）
3	開催方法	会場（会場レイアウト案を含む）、開催回数・日程、当日の運営方法等について記載。
4	追加提案	上記の他、有益な提案があれば記載。（当日イベント等を企画する場合、当該企画に要する費用の額（税抜）を記載すること。）
	業務遂行体制	「様式第6号の別紙1」に記載
	業務実績	「様式第6号の別紙2」に記載

### ※作成にあたって留意いただきたい事項

- ① 広報活動、当日イベント等については、「有料広告やイベント等の企画に係る費用は総額60万円程度（消費税及び地方消費税相当額を含まない）を目途とする」（仕様書4⑤エ）

としているが、下記事項に留意の上、提案すること。

- ・広報活動は有料広告の活用だけでなく、市内外でのチラシ配布や大学等への訪問等、直接的な費用がかからないものも含めて効果的な方法を検討すること。
  - ・求職者の募集に資する当日イベント等については、出展企業の説明に支障がないことに十分留意して企画すること。
  - ・60万円程度（消費税及び地方消費税相当額を含まない）としている費用は見積金額の上限の範囲内とするが、必ずしも60万円程度の費用を求めるものではない。
- ② 会場及び開催回数・日程については、上記①の広報活動等の効果も考慮の上、参加求職者数及び就職者数の目標を達成するために有効な提案を行うこと。

### 1.1. 審査方法

企画提案書等については、プレゼンテーションの実施後に、本プロポーザル審査委員会が審査する。なお、参加者が1者のみの場合は、本プロポーザルを中止することがある。

- (1) プrezentation実施日  
令和6年5月20日（月）
- (2) 実施場所・時間  
企画提案書を提出した者に対して別途通知する。
- (3) 提案時間 15分
- (4) 質疑応答 10分
- (5) 参加人数 2人以内
- (6) 留意事項
  - ア 企画提案書を用いた説明とし、パソコンの使用は認めないものとする。
  - イ プrezentationにおいて、企画提案者名がわかる説明は行わないこと。
- (7) 評価項目及び配点

評価項目	評価内容	配点
企画 提案	1. 事業目的の実効性・実現性 事業目的を的確に理解し、事業の実現性が高いと見込めるか。事業スケジュールが適正であるか。	10点
	2. 事業の周知・集客の工夫 参加求職者を集めるための広報活動が効果的なものとなっているか。	10点
	3. 開催方法 効果的に実施されるための当日の運営上の工夫がなされているか。	10点
	4. 追加提案 仕様書以外の内容で、本市にとって有益な内容が提案されているか。	10点
	5. 業務遂行体制 責任者の就業支援分野における経験は十分か。 提案された業務を実施することができる体制が整えられているか。	10点
業務実績	国県市からの合同会社説明会・面談会の受託実績	10点
	国県市からの就職相談事業の受託実績	10点

	受託事業及び自社事業における就職希望者の登録者数	10点
価格提案	配点×（提案価格のうち最低価格／自社の提案価格）	10点

## 1.2. 候補者の選考方法

- (1) 失格者を除いた者のうち、総合点が最も高い者を契約の相手方の候補者として選定する。ただし、評価点の合計が6割を上回る者が1提案もないと判断される場合は本プロポーザルを中止することがある。
- (2) 合計点が同じ場合は、価格以外の項目の評価点が最も高い者を候補者とする。それでも決まらない場合は、審査委員毎の点数を勘案して候補者として決定する。

## 1.3. 審査結果

- (1) 通知方法 審査を行った全ての者に文書にて通知する。
- (2) 通知時期 令和6年5月24日（金）【予定】

## 1.4. 失格事項

- 次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。
- ア 参加資格要件を満たしていない場合又は満たさなくなった場合
  - イ 提出書類に虚偽の記載があった場合、または提出書類に不備があった場合
  - ウ 実施要項で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
  - エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
  - オ プレゼンテーションを正当な理由なく欠席した場合
  - カ 価格提案書の金額が「3. 予算額」を超過した場合

## 1.5. 情報公開及び提供

協議会事務局は提出された企画提案書等について、久留米市情報公開条例（平成13年9月28日条例第24号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。

ただし、法人等の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。また、本プロポーザルによる契約締結前において、公正又は適正な候補者選定に影響がでる恐れがある情報については決定後の開示とする。

## 1.6. その他

- (1) 参加辞退の場合  
書類提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに書面（様式は任意）により、「1.7. 問い合わせ先」に提出すること。
- (2) 提出書類  
ア 提案書の提出は、1社につき1案とする。  
イ 提出されたすべての書類は返却しない。また、提出後の差し替え及び追加、削除は認めない。  
ウ 提出された書類は、提出した者に無断でこのプロポーザルに係る審査以外には利用しない。

エ 本提案にかかる書類作成及び提出費用など、必要な経費は全て企画提案者の負担とする。また、やむを得ない理由等により、本公募型プロポーザルを中止することがあるが、この場合、本公募型プロポーザル方式に要した費用を協議会に請求することはできない。

(3) 著作権等の権利

企画提案書の著作権は、当該企画提案書を作成した者に帰属するものとする。ただし、協議会と契約に至った者が作成した企画提案書については、協議会が必要と認める場合には、協議会は、あらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

(4) 異議申立

申請者は、本プロポーザル方式の実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(5) 言語及び通貨単位

手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。

17. 問い合わせ先

〒830-8520 久留米市城南町15番地3

久留米市商工観光労働部労政課内

久留米市雇用・就労推進協議会事務局（担当：松瀬）

電話 0942-30-9046 FAX 0942-30-9707

電子メールアドレス rousei@city.kurume.lg.jp